

岩手県告示第575号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの住所の変更について次のとおり届出があった。

平成25年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	住 所		変更年月日
	変更前	変更後	
社会福祉法人翔友	釜石市千鳥町一丁目1番6号	釜石市鶴住居町第25地割13番地43	平成25年6月4日